

事務連絡  
令和4年6月2日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令指定都市下水道担当部長 殿  
（上記、各地方整備局等経由）  
市町村下水道担当部長・課長 殿  
（上記、各都道府県経由）  
日本下水道事業団事業調整課長 殿  
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

## 下水道管渠内作業等における安全の確保について （令和4年5月11日大阪府貝塚市発注工事の竣工検査に伴う死亡事故）

本年5月11日、大阪府貝塚市内の下水道工事の竣工検査において、検査員がマンホール内に立ち入った直後に倒れ、病院で治療中でしたが、死亡するという事故が発生しました。貝塚市の報道発表では、「事故原因について、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年9月30日労働省令第42号）に定められている酸素濃度等の測定を行わず、マンホール内に立ち入ったことによるものと考えております。」とされております。

国土交通省では、これまでも数次にわたり、下水道管渠内作業等については、事故の再発防止及び厳重な安全管理の徹底を注意喚起しております。

各下水道管理者におかれましては、自ら下水道管渠内作業等を行う場合においても、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年9月30日労働省令第42号）や「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成14年4月、下水道管きょ内作業安全管理委員会）に基づき、安全管理の徹底をお願いします。

※「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成14年4月）

<https://www.mlit.go.jp/common/000109958.pdf>

なお、中間報告書は、主に受注者に対する管渠内作業の安全事項等が記されていますが、下水道管理者が自ら作業する場合についても、同様に安全な作業管理の徹底をお願いします。

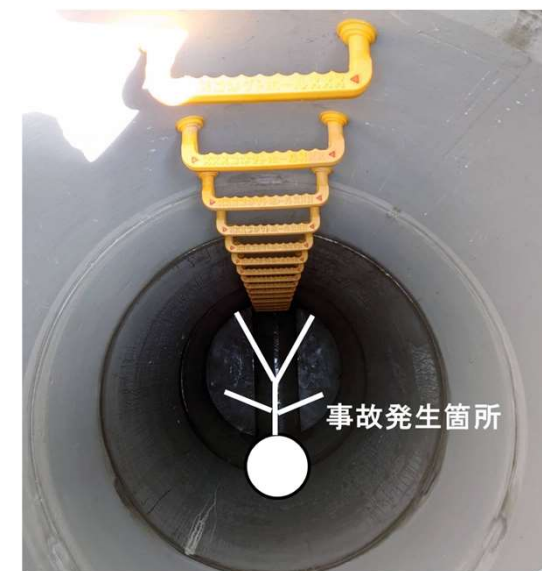
# 下水道工事の竣工検査に伴う死亡事故 (R4.5.11 大阪府貝塚市)

- 発生日 : 令和4年5月11日(水) 午後2時45分頃
- 発生場所 : 大阪府貝塚市三ツ松地内
- 報道 : あり
- 工事概要 : 施工延長 L=216.95m  
管推進工 HP φ400mm L=214.70m  
人孔設置工 1箇所
- 事故内容 : 竣工検査における現場確認において、事前に酸素濃度等の計測がされていない中、検査員Aがマンホール内に立ち入った。直後に、地上にいた検査員Bと監督員Aがマンホール内で倒れている検査員Aを確認し、消防署へ通報を行った。現場に到着した救急隊員が検査員Aを救出、救急搬送し、病院にて治療が行われたものの、5月17日(火)に死亡が確認された。

【位置図】



【状況写真】



マンホール内へ立ち入り直後に倒れたことを、地上にいた職員により確認。

【状況図】

〔平面図〕



〔断面図〕

